議案第4号

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別 地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障 害防止特別地区の変更について(千葉県決定)【諮問】



成都計第395号 令和3年5月28日

成田市都市計画審議会 会長 宗藤 睦夫 様

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について(諮問)

令和3年3月31日付け都計第822号で千葉県知事より意見照会がありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更(千葉県決定)

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区並びに大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を下総大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に変更し、その全部を次のように変更する。

種類	面積	備考
航空機騒音障害防止地区	約622ha	成田国際空港
航空機騒音障害防止特別地区	約241ha	成田国際空港

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

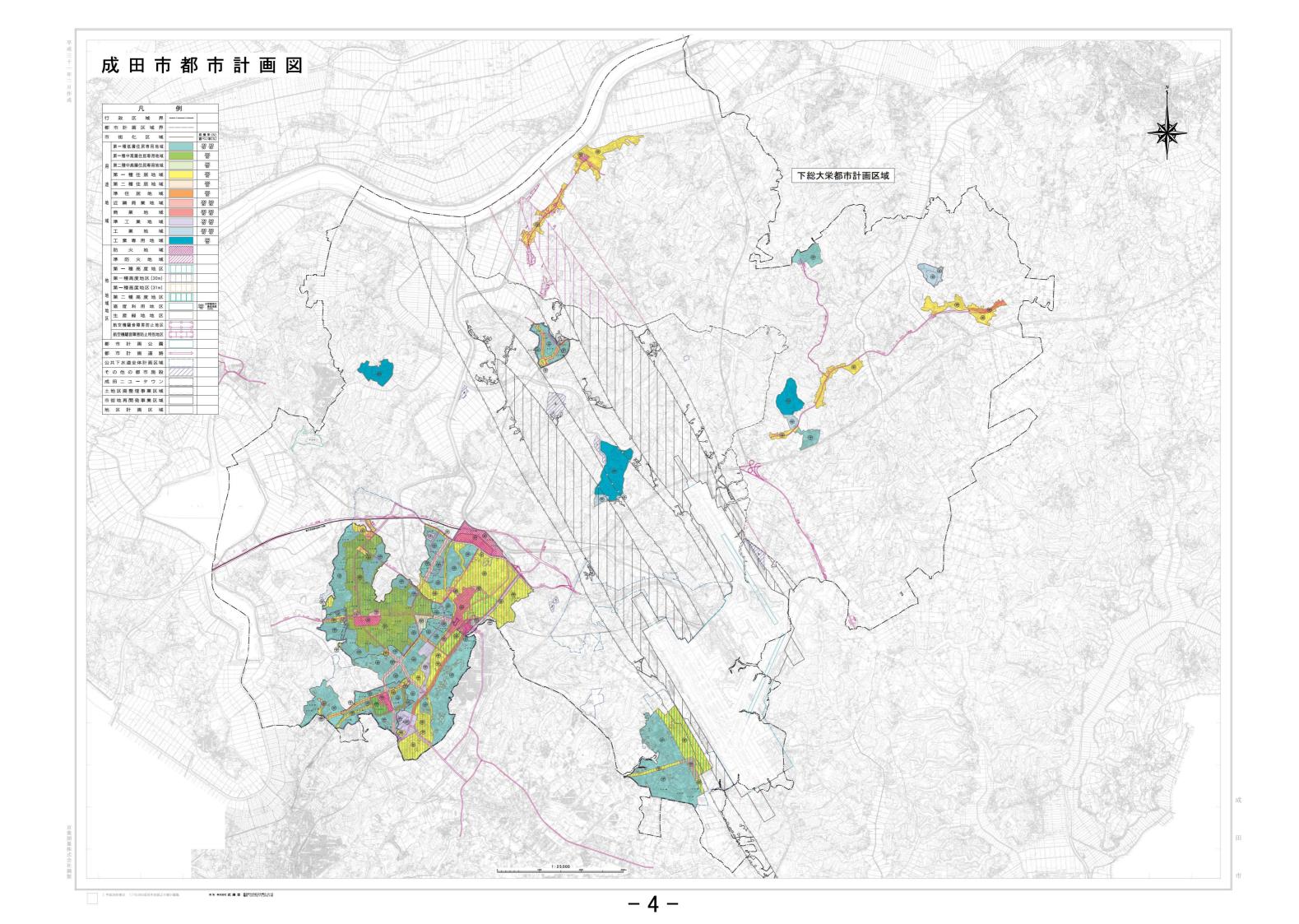
都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称の変更を行う。

新旧対照表

	面積						
 	新	旧					
	下総大栄都市計画	下総都市計画	大栄都市計画				
航空機騒音障害防止地区	約622ha	約605ha	約17ha				
航空機騒音障害防止特別地区	約241ha	約239ha	約1.6ha				

都市計画航空機騒音障害防止地区及び 航空機騒音障害防止特別地区の変更理由

香取郡下総町及び大栄町と成田市との合併(平成 18 年 3 月)を受け、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として、下総都市計画区域と大栄都市計画区域を統合し、「下総大栄都市計画区域」とすることに伴い、都市計画の名称の変更を行うものである。



下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更について (千葉県決定)【諮問】



成都計第396号 令和3年5月28日

成田市都市計画審議会 会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成 一切 一

下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更について(諮問)

令和3年3月31日付け都計第823号で千葉県知事より意見照会がありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更(千葉県決定)

都市計画道路中、大栄都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道1号線を下総大栄都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道1号線に、大栄都市計画道路1・3・2号首都圏中央連絡自動車道2号線を下総大栄都市計画道路1・3・2号首都圏中央連絡自動車道2号線に、下総都市計画道路3・5・1号猿山西大須賀線を下総大栄都市計画道路3・5・1号猿山西大須賀線に、下総都市計画道路3・4・2号滑河駅前線を下総大栄都市計画道路3・5・1号大栄国道51号線を下総大栄都市計画道路3・5・4号大栄国道51号線に名称を改め、大栄都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道1号線ほか4路線を次のように変更する。

		名称		区域			備考				
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
	1 · 3 · 1	首都圈中央 連絡自動車道1 号線	成田市吉岡字大安場	成田市 大栄十余三	成田市大栄十余三	約3,380m		4 車線	22m		成田市吉岡地内 で東関東自動車 道水戸線に接続
自	1		成田市吉岡 字大安場	成田市吉岡 字大安場		約 1,480m	嵩上式		22m		
自動車専用道路	構造形式の	Ы≅п	成田市 多良貝	成田市 大栄十余三		約 1,520m	嵩上式		22m		
道	悔垣形式の	/ 1 百八				約 380m	地表式		22m	なし	
路			なお、成田市	5川上地内に出	∃口2箇所、 <i>刀</i>	人口2箇所を	き設ける。				出口 起点方向 又は終点方向 入口 起点方向 又は終点方向
	1 • 3 • 2	首都圈中央 連絡自動車道2 号線	成田市 大栄十余三	成田市 大栄十余三		約 450m	嵩上式	4 車線	22m		

		名称	位置			区域					
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	備考
	3 · 5 · 1	猿山西大須賀線	成田市猿山 字和田	成田市 西大須賀 字石橋	成田市滑河 字宿	約 2,540m	地表式	2 車線	14m	JR 成田線と平面 交差 幹線街路と平面 交差1箇所	
幹線街路	3 • 4 • 2	滑河駅前線	成田市猿山 字菅谷	成田市猿山 字上宿	成田市猿山 字上宿	約 100m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面 交差1箇所	
路			なお、成田市猿山字菅谷地内に駅前広場約 2,400 ㎡を設ける。								
	3 · 5 · 4	大栄国道 51 号 線	成田市吉岡 字来光台	成田市所 字向台	成田市松子 字中台	約7,080m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面 交差1箇所	
	車線の数の	-	2 車線			約 5,270m					
	半冰ツ剱ツ川	Υ Ί ជ /\		4 車線 約 1							

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

<理由>

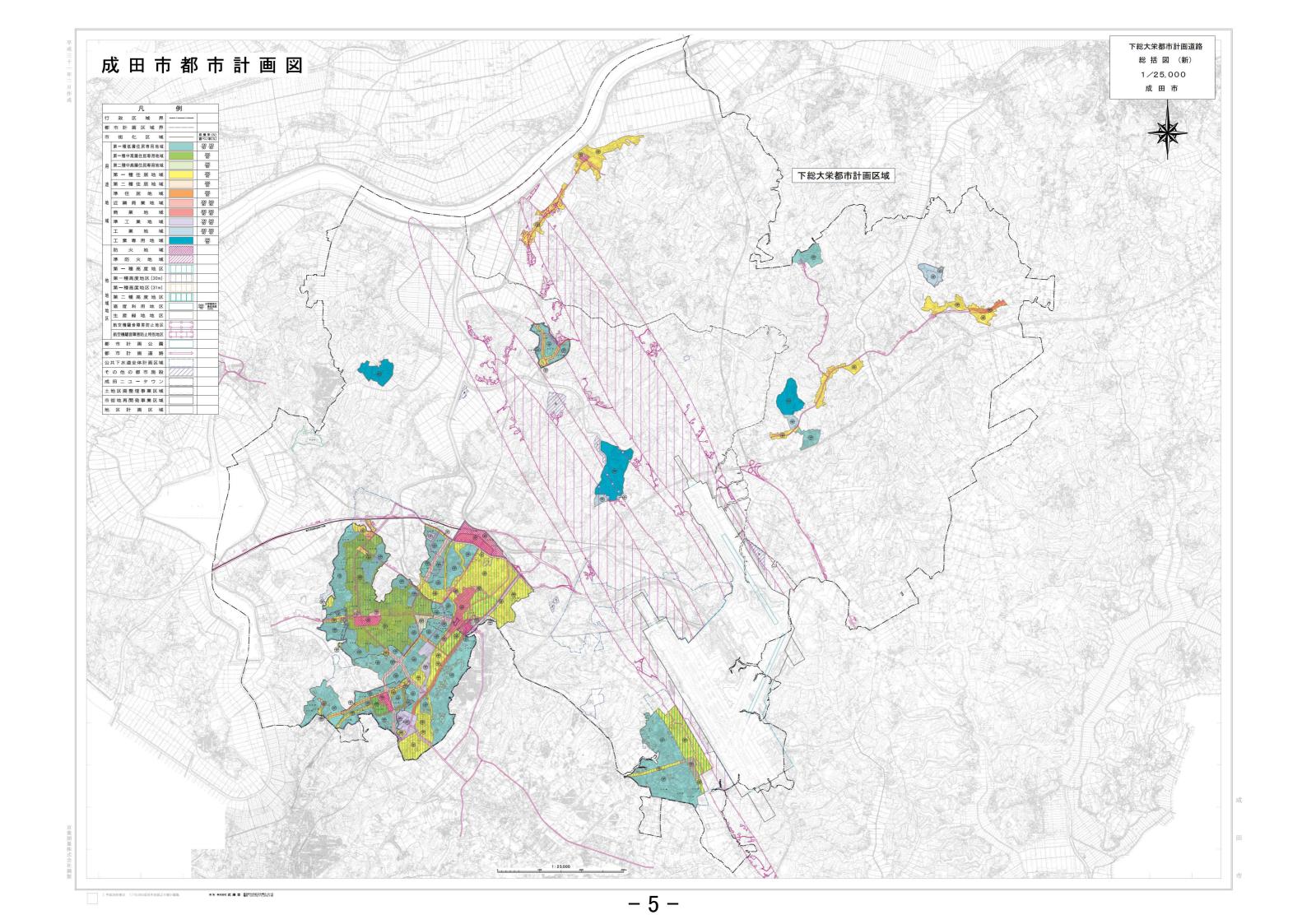
都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称及び番号の変更を行う。

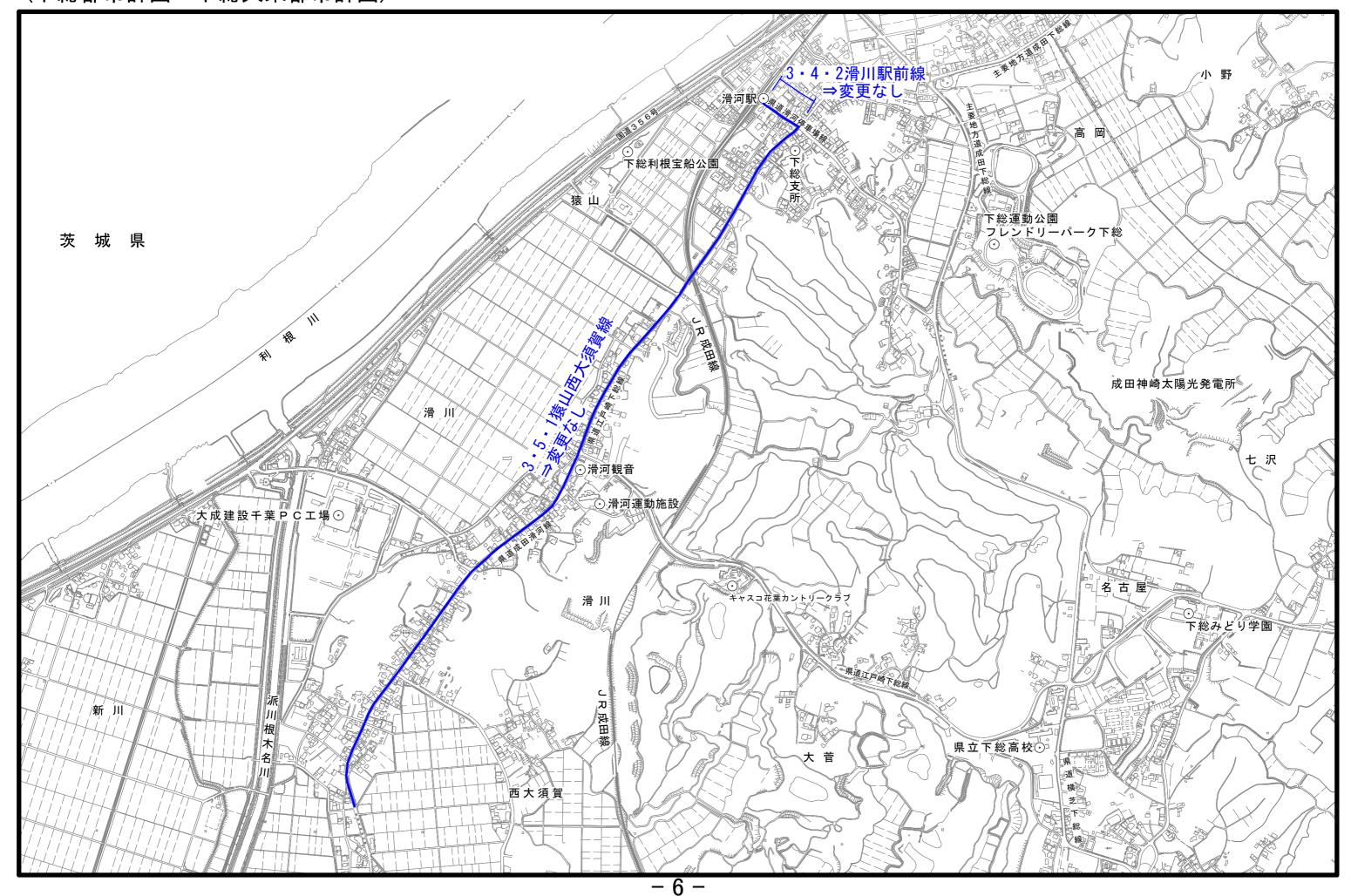
都市計画道路変更理由書

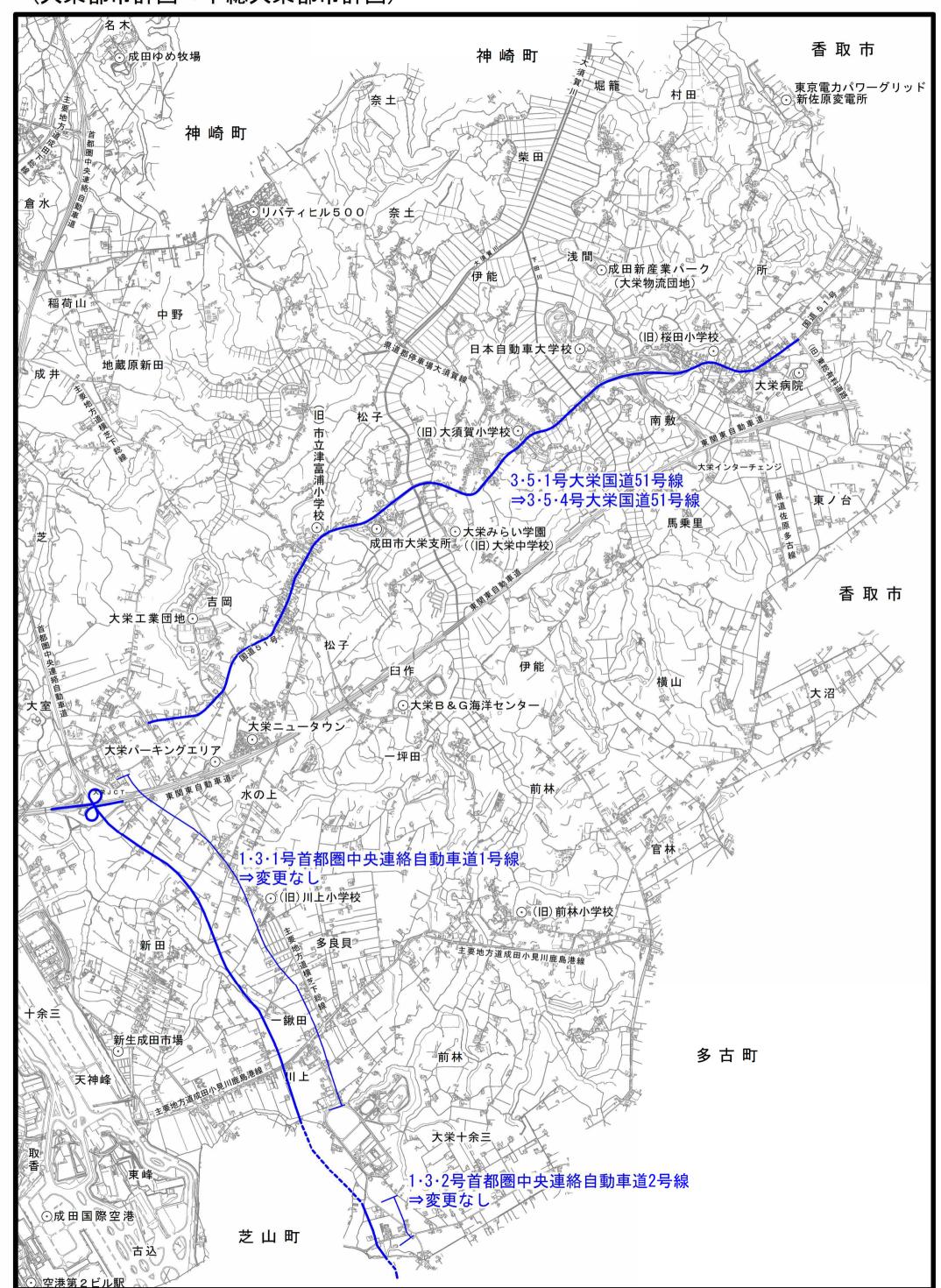
香取郡下総町及び大栄町と成田市との合併(平成18年3月)を 受け、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域と して、下総都市計画区域と大栄都市計画区域を統合し、「下総大栄 都市計画区域」とすることに伴い、都市計画の名称及び番号の変更 を行う。

下総都市計画道路及び大栄都市計画道路の変更の概要(千葉県決定)

名称		変更の内容									
番号	路線名	旧番号	旧路線名	起点	終点	線形	延長	構造 形式	幅員	車線の数	備考
1.3.1	首都圈中央連絡自 動車道1号線	_	_	_	_	_	_	_	_	_	都市計画の名称の変更
1.3.2	首都圈中央連絡自 動車道2号線	_	-	_			I	_			都市計画の名称の変更
3.5.1	猿山西大須賀線		_	_			1	_			都市計画の名称の変更
3.4.2	滑河駅前線		-	_	_		-	_	_	_	都市計画の名称の変更
3.5.4	大栄国道 51 号線	3.5.1	_	_	_	_	-	_	_	_	都市計画の名称及び 番号の変更







- 7 -

議案第6号

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更について (成田市決定)【付議】



成都計第397号 令和3年5月28日

成田市都市計画審議会 会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成 一川 | |

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更について (付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19 条第1項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

都市計画用途地域の変更理由

香取郡下総町及び大栄町と成田市との合併(平成 18 年 3 月)を受け、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として、下総都市計画区域と大栄都市計画区域を統合し、「下総大栄都市計画区域」とすることに伴い、都市計画の名称の変更を行うものである。

なお、今回の変更において、区域、種別、建蔽率、容積率などの変 更は行わない。

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更(成田市決定)

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域を下総大栄都市計画用途地域に変更し、その全部を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延 べ面積の敷 地面積に対 する割合	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の高さの限 度	備考
第一種低層 住居専用地域	約 42 ha	10/10以下	5/10 以下	-	_	10m	(15.6%)
小計	約 42 ha						15.6%
第二種低層 住居専用地域 小 計	_	_	_	_	_	_	_
第一種中高層 住居専用地域 小 計	_	I	I	I	_	I	-
第二種中高層 住居専用地域 小 計	_	I	I	I	_	I	Ī
第一種住居地域	約 154 ha	20/10以下	6/10以下				(57. 1%)
小 計	約 154 ha				_		57.1%
第二種住居地域	_				_	1	_
小計	<i>M</i> • • •	(N-	2 / 12 N/ 				(010)
準住居地域 小 計	約 9.1 ha 約 9.1 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	(3. 4%) 3. 4%
近隣商業地域	約 2.2 ha	20/10 以下	8/10 以下				(0.8%)
小計	約 2.2 ha	20/10 54 1	0/10 <i>J</i> Z	_	_	_	0.8%
商業地域	7,13 2. 2 Ha						0.070
小計	_	_	_	_	_	_	_
準工業地域							
小 計	_	_	_	_	_	_	_
工業地域	約 20 ha 約 7.3 ha 約 27 ha	20/10 以下 30/10 以下	6/10以下 6/10以下	-	_	_	(7. 4%) (2. 7%) 10. 1%
工業専用地域	約 35 ha	20/10 以下	6/10 以下				(13.0%)
小 計	約 35 ha			_	_	_	13.0%
合 計	約 269 ha	_	_	_	_	_	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

都市計画区域の統合に伴い、都市計画の名称の変更を行う。

下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域の変更新旧対照表(成田市決定)

名称

新: 下総大栄都市計画用途地域

旧: 下総都市計画用途地域及び大栄都市計画用途地域

種類	建築物の延べ面積の敷地面積に対する	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 す	外の退離の	建築物 の敷地 面積の 最低限	建物高のさ限	新 旧 用	途 地 域	別面積	面積の増減
	割合	割合	限度	度	度	下総大栄	下 総	大 栄	
第一種低層住居専用地域	10/10以下	5/10 以下	_	_	10m	約 42ha 約 42ha	_	約 42ha 約 42ha	_
第二種低層住居專用地域	_	_	_	-	_	I	_	_	_
第一種中高層住居 専用地域 小 計	_	_	_	I	_	1	_		_
第二種中高層住居 専用地域 小 計	_	_	_	ı	_	-	_		_
第一種住 居 地 域 小 計	20/10 以下	6/10以下	_		_	約 154ha 約 154ha	約 81ha 約 81ha	約 73ha 約 73ha	_
第二種住居 地域小計	_	_	_	-	_	-	_	-	_
準 住 居 地 小 計	20/10 以下	6/10以下	_	Ι	_	約 9.1ha 約 9.1ha	_	約 9.1ha 約 9.1ha	_
近隣商業 地 域 小 計	20/10 以下	8/10以下	_	Ι	_	約 2.2ha 約 2.2ha	約 2.2ha 約 2.2ha	_	_
商業地域 小 計	_	_	_	_	_	-	_	_	_
準 工 業 地 小 計	_	_	-	ĺ	_	I	_	_	_
工業地域 小 計	20/10 以下 30/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	_	_	_	約 20ha 約 7.3ha 約 27ha	_	約 20ha 約 7.3ha 約 27ha	_
工業専用 地 域 小 計	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	約 35ha 約 35ha	_	約 35ha 約 35ha	_
合 計	_	_	_	_	_	約 269ha	約 83ha	約 186ha	_

